

○福岡県博物館登録規則

令和五年三月三十一日

福岡県教育委員会規則第三号

福岡県博物館登録規則をここに公布する。

福岡県博物館登録規則

福岡県博物館登録規則（昭和二十七年福岡県教育委員会規則第二号）の全部を改正する。

（この規則の趣旨）

第一条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。）第二十二条の規定により、博物館の登録に関し必要な事項についてはこの規則の定めるところによる。

（登録申請）

第二条 法第十二条第一項の規定による登録は、第一号様式により行うものとする。

（登録審査）

第三条 福岡県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第十二条第一項の規定による登録申請があったときは、法第十三条第一項各号に該当するか否かについて、審査を行うものとする。

（登録原簿）

第四条 法第十四条第一項に規定する博物館登録原簿は、第二号様式のとおりとする。

（変更の届出）

第五条 法第十五条第一項に規定する変更の届出は、第三号様式により行うものとする。

（博物館の廃止）

第六条 法第二十条第一項に規定する博物館を廃止したときの届出は、第四号様式により行うものとする。

（博物館の公表）

第七条 教育委員会は、博物館の登録、登録事項の変更登録、登録の取消し又は登録の抹消をした場合は、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（補足）

第八条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

博 物 館 登 録 申 請 書

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

博物館設置者 氏 名

下記のとおり博物館を設置しますので、別紙書類を添付し、登録申請します。

記

- 1 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所
- 2 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地

第2号様式(第4条関係)

博物館登録原簿

事項	登 録		登 録 変 更		登 録 変 更	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	記 号 番 号	福 岡 県 教 委 第 号				
設置者の名称及び住所						
名 称						
所 在 地						
備 考						

第3号様式(第5条関係)

博物館登録事項(添付書類)変更届			
	年	月	日
福岡県教育委員会	殿		
		博物館設置者	氏名
博物館登録記載事項(添付書類)について、下記のとおり変更しますので、お届けします。			
記			
1	該当事項		

注 添付書類に変更がある場合は、該当書類を一部添付すること。

第4号様式(第6条関係)

〇〇〇博物館廃止届

年 月 日

福岡県教育委員会 殿

〇〇〇博物館設置者 氏 名

下記のとおり〇〇〇博物館を廃止しますので、お届けします。

記

- 1 登録番号
- 2 名 称
- 3 設置者住所氏名
- 4 廃止年月日